

# 手術の施設基準に係る院内掲示

(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術)

【集計期間】 2025.1.1 ~ 2025.12.31

区分1に分類される手術	
・頭蓋内腫瘍摘出術等	13 件
・黄斑下手術等	3 件
・鼓室形成手術等	0 件
・肺悪性腫瘍手術等	11 件
・経皮的カテーテル心筋焼灼術	144 件
区分2に分類される手術	
・靭帯断裂形成手術等	8 件
・水頭症手術等	32 件
・鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1 件
・尿道形成手術等	0 件
・角膜移植術	0 件
・肝切除術等	57 件
・子宮附属器悪性腫瘍手術等	25 件
区分3に分類される手術	
・上顎骨形成術等	31 件
・上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
・バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
・母指化手術等	0 件
・内反足手術等	0 件
・食道切除再建術等	2 件
・同種死体腎移植術等	0 件
区分4に分類される手術	
・胸腔鏡又は腹腔鏡を用いた手術	985 件
区分5に分類される手術	
・人工関節置換術	512 件
・乳児外科施設基準対象手術	0 件
・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	80 件
・冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	69 件
・経皮的冠動脈形成術	23 件
うち、(急性心筋梗塞に対するもの)	0 件
うち、(不安定狭心症に対するもの)	6 件
うち、(その他のもの)	17 件
・経皮的冠動脈粥疎切除術	0 件
・経皮的冠動脈ステント留置術	199 件
うち、(急性心筋梗塞に対するもの)	44 件
うち、(不安定狭心症に対するもの)	27 件
うち、(その他のもの)	128 件